

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市新治ファミリーランドの利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市新治ファミリーランド条例
条 項		第7条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民生活安全課（電話：048-829-1214）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>(利用の制限)</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ファミリーランドの利用を承認しない。</p> <p>(1) ファミリーランドの設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) ファミリーランドの施設等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、ファミリーランドの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成17年6月27日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		